

## 事前チェック表

### 1. 次の書類がすべてそろっていますか？

- 産業財産権取得補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 企業概要書（別記様式第2号）
- 産業財産権取得概要書（別記様式第3号）
- 産業財産権の取得を確認できる書類の写し
- 補助対象経費（出願料、出願審査請求料及び弁理士手数料）の金額がわかる領収書の写し（印紙のコピーも可）  
（※登録料等対象外の経費が含まれていないこと）
- 市税の完納証明書（法人の場合、法人及び代表者の市税）  
（※納税証明書や非課税証明書ではありません）
- 共同出願契約書の写し（共同出願の場合）

### 2. 次の点の確認をしてください。

- 取得後 6か月以内である（申請後ではない）
- 補助申請額が必要経費の1／2（千円未満切捨て）で、限度額以内（特許権：50万円、それ以外：10万円）である。